

介護サービスの現状等について

主席研究員 前田 穰

はじめに

介護保険制度は、2000年に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設され、今年で16年目を迎えた。

7月に公表された第一生命経済研究所「ライフデザイン白書 2015年」¹によると、介護保険制度に関する知識が「ある」と答えた割合は、調査対象全体では3割程度、現在介護をしているとの回答者でも7割程度にとどまっている。この結果を見る限り、必ずしも国民が制度を理解しているとは言えないのが実態のようである。

今回は、理解不足を招いている一つの要因と思われる介護サービスについて見て行きたい。

1. 現在の介護サービス体系

現状提供されている介護サービスは表1の通りである。

デイサービスやホームヘルプサービスのよりに耳にする機会が多いサービスもあるが、名称だけではどのようなサービスなのか判断できないサービスも多いのではないだろうか。

また、表中の◎や●を付けたサービスは、制度改正によって変更追加されてきたサービ

スを示しており、介護サービスの種類が増えて複雑になってきていることがわかるであろう。

2. 制度創設以来、4回の改正

介護保険制度は、制度創設以来すでに4回改正されている。

初めての制度改正となった2005年改正（施行は翌年）では、当初の想定を超えるスピードで介護サービスの利用者が増加する事態に直面した結果、特に増加が著しい軽度利用者の給付を抑えるために、介護予防重視型のシステムへの転換が図られた。

その施策として、要介護1の区分から新たに要支援2として軽度な要介護者を分離した新予防給付の創設、市町村が行う地域支援事業の創設、地域密着型サービスの創設などが行われた。また、その後も、給付費抑制を目的とした特別養護老人ホームなどでの施設給付の見直しや介護予防重視・給付費抑制の流れを受けた改正が行われてきている。

これらの度重なる制度変更により介護サービスの体系が複雑化したことは否めず、このことが少なからず冒頭で触れた制度に対する理解不足につながっているのではなかろうか。

1 第一生命経済研究所（2015）『ライフデザイン白書 2015年』ぎょうせい より。18歳から69歳を調査対象とし、性別、地域、年齢のバランス調整を行った調査となっている。なお「知っている」は、「よく知っている」と「ある程度知っている」との回答の合計。

表 1 介護サービスの分類

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防訪問介護→地域支援事業へ ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防通所介護→地域支援事業へ ●介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防福祉用具貸与 ●特定介護予防福祉用具販売 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション（デイケア） <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売
		◎居宅介護支援（ケアマネジメント）
市区町村が指定・監督を行うサービス	◎介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）	◎地域密着型サービス
	◎地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ●「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービスから名称変更）」 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
その他	○住宅改修	○住宅改修
市町村が実施する事業	<p>◎地域支援事業（2014年改正で見直しがされている）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス など ・一般介護予防事業 ●包括的支援事業（新しい包括的支援事業含む） ●任意事業（実施対象事業は限定） 	

出典：厚生労働省「介護保険制度改革の概要」2005年をベースに筆者加筆

3. 介護サービスの利用実態について

(1) 要介護認定区分に応じたサービスの違い

そもそも介護サービス²は、市町村に申請し要介護認定を受けないと利用できないが、認定区分が要介護と要支援では受けられるサービスが異なっている。

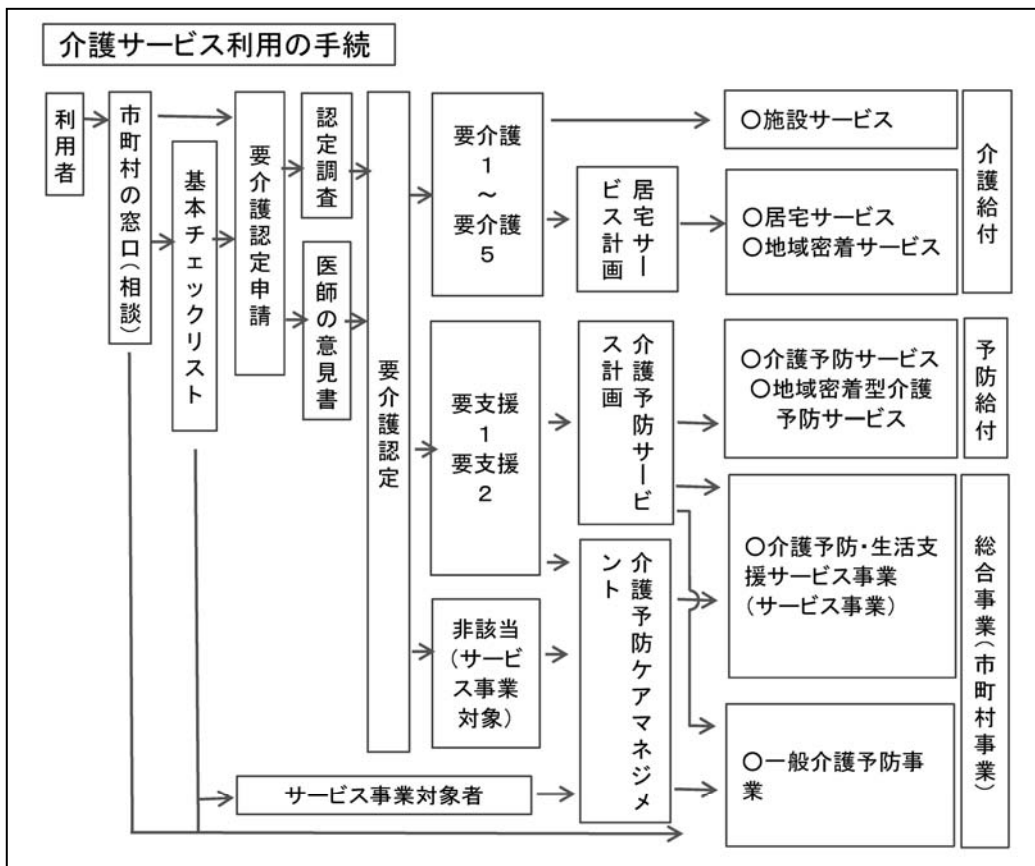
要介護認定者の場合は、表1の介護給付におけるサービスを利用することができる。ただし、2014年改正でサービスを利用できる対象者が原則要介護3以上の認定者に変更された介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のように、要介護度等による利用制限があるものもある。

要支援認定者の場合は、表1の予防給付に

おけるサービスを受けることになる。介護給付によるサービスに比べると利用限度額が低く抑えられるとともに、廃用症候群（生活不活発病）等による生活機能の低下に対して、重度化の防止、維持・改善がサービスの中心的な目的になっている。

なお、2014年改正によって、全ての市町村が2017年4月から実施する新しい総合事業を利用する場合には必ずしも要介護認定は必要なく、基本チェックリスト³で簡易に判定し、利用できるサービスが振り分けられることになる。そのため、介護サービス利用手続きの流れも大きく変更されることになっている（図1参照）。

図1 介護サービス利用の新しい流れ



出典：厚生労働省資料より筆者加工し作成

2 市町村が実施する事業を除く。
 3 市町村が行う介護予防事業の対象者として、介護認定を受けていない高齢者（65歳以上）で、近い将来、要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者を選定するために厚生労働省が作成したもの。

(2) 指定・監督権限によるサービスの違い

表1のとおり介護サービスによって指定・監督権限も異なっている。

都道府県が指定・監督するサービスは、市町村をまたいで利用することができるが、市町村が指定・監督するサービスは、その市町村の住民以外は利用できないのが原則である。なお、制度創設時点に比べ、地域密着型サービスや総合事業など、市町村が指定・監督や実施するサービスが増える傾向にある。

(3) サービスの利用状況

要介護認定者（要支援認定者除く）を対象とする介護サービスの利用状況について居宅・地域密着型・施設の各サービス別に概観したものが表2⁴である。

総費用における各サービスの割合は、居宅サービスが約5割、地域密着型サービスが約1割、施設サービスが約4割を占めている。その一方で受給者数では居宅サービスが約7割、地域密着型サービスが約1割、施設サービスが約2割となっている。また、1人あたりの月額総費用は居宅サービスが約13万円、地域密着型サービスが約23万円、施設サービスが約30万円である。

相対的に施設サービスの1人当たりの費用が高いことがわかる。

在宅介護を進めたり、要介護度で施設利用に制限を設けたり、資産に応じ自己負担割合を引き上げたりするなどの制度変更が行われている背景には、このような構造も関係している。

おわりに

以上、見てきたように、介護保険制度では、高齢者の介護や介護予防のために多様なサービスが行政や指定事業者等によって提供されている。今後も、利用制限や市町村事業への移行など、給付費抑制のための介護サービスの見直しが見込まれている。

国民が変化する制度に完全に追いつくのは難しいと思われるが、自立した生活のために、自身にとって最適なサービスを自己選択することが介護保険制度の設計思想である。わかり難いからといって利用するサービスの判断を他人任せにするのではなく、様々なサービスの中から適切なサービスを選択できる能力を高めることが、今後より一層必要になるのではなかろうか。また、このような自己選択する能力を高めることが介護サービスの適切な利用を促し、ひいては介護費用の増大を抑制し制度の持続性を確保することにもつながると思われる。

表2 介護サービスの利用状況

	受給者(千人)		総費用(百万円)		1人当たり月額費用(千円)
	人数	割合	金額	割合	
合計	5,318	100.0%	8,360,323	100.0%	191.3
居宅サービス	3,598	67.7%	4,105,508	49.1%	125.6
地域密着型サービス	510	9.6%	1,063,164	12.7%	232.7
施設サービス	1,210	22.7%	3,191,651	38.2%	296.6

出典：厚生労働省 平成26年度「介護給付費実態調査」より筆者加工

4 厚生労働省 平成26年度「介護給付費実態調査」(2015年8月6日公表)より。

総費用は、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計について平成26年度の累計額、受給者数は年間実受給者数、一人当たり費用額は平成27年4月審査分。